

許可事務の流れについて

【農地法第3条】

- 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。
- 江北町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

申請についての相談

- ◇ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

【問い合わせ先 江北町農業委員会事務局】

住 所：佐賀県杵島郡江北町大字山口 1651-1

T E L：0952-86-5620

申請書の記入
必要書類の準備

- ◇ 申請内容に応じて、申請書（農業委員会にあります。）にご記入いただきます。
- ◇ 記入に当たっては、別添の『記入マニュアル』をご参照ください。
- ◇ 必要書類については、別添の『必要書類一覧表』をご参照ください。（申請内容に応じて必要書類が異なります）

申請書の提出 / 受付

- ◇ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。
- ◇ 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認ください。

申請内容の審査

- ◇ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

農業委員会総会

- ◇ 農業委員会総会で農業委員会の意思決定を行います。

都道府県知事による
審査

- ◇ 江北町外にお住みの方が江北町内の農地を買ったり借りたりする場合には、都道府県知事による審査が行われます。

許可書の交付

- ◇ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。

標準処理期間
30日